

注 文 書

契約番号 2026000007

業務名 淨化槽維持管理業務（東大崎地区学童保育施設外）

業務場所 大崎市古川大崎字伏見梅田 19 外

期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

別添書類

- 1 特記仕様書
- 2 参考内訳書

大崎市民生部子育て支援課

浄化槽維持管理業務仕様書

1 業務箇所

大崎市古川大崎字伏見梅田 19 番地（東大崎地区学童保育施設）
大崎市古川保柳字氏子新樋ノ口 81 番地（西古川地区学童保育施設）
大崎市古川富長五右エ門 6-2（富永地区学童保育）
大崎市鳴子温泉字築沢 29（鳴子放課後児童クラブ）

2 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

3 業務内容

浄化槽の維持管理業務は、浄化槽法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに環境衛生等、関係諸法令に基づき施行するものとする。

- (1) 汚物、汚水は現場処理の上、委託者の指定する場所に運搬し、処理すること。
- (2) 毎月、点検表に基づき保守点検を行い、消毒薬の補充並びに施設及び機械器具等の機能を検査し、委託者にその結果を報告するものとする。
- (3) 浄化槽周辺の環境整備に努める。
- (4) 施設については、毎月定期的に行うこととし、委託者からの求めにより随時技術者を派遣するものとする。
- (5) 維持管理内容は、宮城県より出された浄化槽取扱要綱に定められた基準に従って行うものとする。
- (6) 浄化槽の清掃期日は、毎月の点検結果に基づいて的確に実施すること。

4 法定点検の受験

- (1) 受託者は、浄化槽の維持管理状況について、委託者に代行して浄化槽法に基づく法定検査を、厚生労働大臣の指定する者から保守点検期間中に 1 回受検するものとする。
- (2) 受託者は、浄化槽の維持管理状況について法定検査を受検したときは、検査機関から送付される「判定通知票」を委託者に提出するものとする。

5 見積上の注意事項

見積金額については、委託期間の総額（使用費税抜き）とする。

6 代金の支払方法

代金の支払方法については、年払いとする。（各年の点検、清掃後）

7 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

8 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約を変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

9 その他

- (1) 本業務に着手する前に、必要であれば関係官庁との協議を行い、第三者へ支障のないように努めること。
- (2) 業務に際しては事故等が発生しないよう細心の注意を払って履行すること。
- (3) 児童館等の活動に支障をきたす場合は、施設の休暇等の休業日の履行に努めること。
- (4) 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

(別表)

施設名	所在地	形式
東大崎地区学童保育 (東大崎幼稚園)	大崎市古川大崎字伏見梅田 19 番地	中継ポンプ槽
西古川地区学童保育 (西古川大崎幼稚園)	大崎市古川保柳字新樋ノ口 81 番地	中継ポンプ槽
富永地区学童保育 (富永幼稚園)	大崎市古川富長五右衛門 6-2	単独式浄化槽
鳴子放課後児童クラブ (川渡幼稚園)	大崎市鳴子温泉字築沢 29	分離接触バッキ方式 20 人槽

【設計内訳書】

浄化槽維持管理業務（東大崎地区学童保育施設外）							
番号	施設	適用	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)	備考
1	東大崎地区学童保育	浄化槽維持管理	3.0	年			
2	西古川地区学童保育	浄化槽維持管理	3.0	年			
3	富永地区学童保育	浄化槽維持管理	3.0	年			
4	鳴子放課後児童クラブ	浄化槽維持管理	3.0	年			
	小計						
	消費税						
	合計						